

令和6年第3回常滑市議会定例会提出案件について

今回の市議会定例会に提出する案件は

報	告	5件						
補	正	予	算	案	4件			
条	例	の	制	定	案	3件		
条	例	の	一	部	改	正	案	6件
条	例	の	廃	止	案	1件		
単	行	議	案	4件				
認	定	案	9件					

の計32件です。各案件について、その概要を説明いたします。

報告第6号 令和5年度決算に係る常滑市の健全化判断比率について

令和5年度の決算に係る常滑市の健全化判断比率について報告するものであり、各比率は次のとおりであります。

	令和5年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	12.82	20.00
連結実質赤字比率	—	17.82	30.00
実質公債費比率	12.0	25.0	35.0
将来負担比率	101.2	350.0	

(表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。)

報告第7号 令和5年度決算に係る常滑市下水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度の決算に係る下水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
下水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第8号 令和5年度決算に係る常滑市水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度の決算に係る水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第9号 令和5年度決算に係る常滑市モーターボート競走事業会計の資金不足比率について

令和5年度の決算に係るモーターボート競走事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
モーターボート 競走事業会計	—	0.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第10号 令和5年度決算に係る常滑市病院事業会計の資金不足比率について

令和5年度の決算に係る病院事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

議案第50号から議案第53号は、

令和6年度における常滑市の一般会計、後期高齢者医療特別会計、モーターボート競走事業会計及び病院事業会計の補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	26,883,560	4,191,050	31,074,610

(単位：千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
後期高齢者医療特別会計	1,019,939	3,141	1,023,080
モーターボート 競走事業会計	60,483,347	348,806	60,832,153
病院事業会計	9,262,177	66,598	9,328,775

議案第54号 地方独立行政法人知多半島総合医療機構病院事業債管理特別会計設置条例の制定について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構に係る資金の貸付け、病院事業債の償還に関する経理を明確にするため、地方独立行政法人知多半島総合医療機構病院事業債管理特別会計を設置することから、新たに条例を制定するものであります。

議案第55号 地方独立行政法人知多半島総合医療機構への職員の引継ぎに関する条例の制定について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の設立に際し、当該法人に職員を引き継ぐ常滑市の内部組織を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第56号 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の設立に伴い、常滑市病院事業を廃止することから、関係する条例において所要の改正及び廃止をするため、新たに条例を制定するものであります。

議案第57号 常滑市公告式条例の一部改正について

業務のデジタル化を推進するため、規則の公布に係る手続において、市長等の署名を記名に変更するよう、所要の改正をするものであります。

議案第58号 常滑市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

国立大学法人法の一部を改正する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第59号 常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

土地台帳の閲覧廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第60号 常滑市国民健康保険条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第61号 常滑市下水道条例の一部改正について

下水道法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第62号 常滑市水道事業給水条例の一部改正について

県営水道料金が値上げされることに伴い、水道料金を改定するため、所要の改正をするものであります。

議案第63号 常滑市観光プラザの設置及び管理に関する条例の廃止について

常滑市観光プラザの廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第64号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 常滑市観光プラザの指定管理者の指定の期間の変更について

常滑市観光プラザの廃止に伴い、指定管理者の指定の期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 地方独立行政法人知多半島総合医療機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める協議について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構に係る地方独立行政法人法に規定される重要な財産について、半田市と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める協議について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構に係る地方独立行政法人法に規定される損害賠償に係る額について、半田市と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

認定案第1号から第9号は、

令和5年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計及び常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計の決算認定、下水道事業会計、水道事業会計及びモーターボート競走事業会計の決算の認定及び剰余金の処分並びに病院事業会計の決算認定で、それぞれの会計の決算は次のとおりであります。

(単位：円)

	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一 般 会 計	28,865,406,967	27,884,497,449	980,909,518
国民健康保険事業 特 別 会 計	5,019,419,975	5,003,010,042	16,409,933
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	873,406,337	869,564,897	3,841,440
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	5,166,190,752	5,036,590,273	129,600,479
常滑駅周辺土地区画 整理事業特別会計	113,436,892	108,023,432	5,413,460

(単位：円)

	区分	収入	支出
下水道事業会計	収益的収支	2,674,126,432	2,406,957,885
	資本的収支	1,707,936,600	1,847,110,659
水道事業会計	収益的収支	1,591,331,150	1,380,577,932
	資本的収支	106,928,960	706,328,945
モーターボート競走 事業会計	収益的収支	68,923,457,859	65,016,718,952
	資本的収支	0	475,062,170
病院事業会計	収益的収支	6,940,389,219	7,582,220,235
	資本的収支	634,776,991	905,373,876